

建設・工事に関する制度 (タイ)

2014年2月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ビジネス情報サービス課

バンコク事務所

目次

| | |
|---|----|
| 1. 民間企業向け工事への外国企業の参入規制..... | 1 |
| (1) 法的規制 | 1 |
| (2) 法的な義務または商慣習による現地企業とのパートナーシップ制度の有無..... | 2 |
| (3) 契約および施工に関する条件、規制、必要な資格..... | 3 |
| (4) 現地に拠点を持たない非居住者が主契約をし、現地工事業者に下請けを行う場合の規制の有無 | 3 |
| (5) 期間限定のプロジェクトオフィス制度の有無、適用条件..... | 4 |
| (6) 非居住者が出張で作業を行うことを前提とした請負契約の締結可否、就労許可の取得方法 | 4 |
| 2. 民間企業向け工事、作業契約履行の方法..... | 4 |
| (1) 受注、履行のための現地拠点の種類とその設立手続き、これらのメリット・デメリット | 4 |
| (2) 受注、履行の際に企業として必要な資格..... | 5 |
| 3. 税制度 | 5 |
| (1) 海外企業の直接受注時に適用される当該国の税金の種類..... | 5 |
| (2) 恒久的施設 (Permanent Establishment : PE) 認定の基準..... | 5 |
| (3) 海外企業の直接受注時の納税手続き | 5 |
| 4. 問い合わせ先 (名称、連絡先、URL) | 6 |
| | |
| 参考資料 1 外国人事業法規制事業リスト (「一九九九年外国人事業法」ジェトロバン コクセンター編から抜粋) | 8 |
| 参考資料 2 公共事業に関する商務省ガイドラインの要旨 | 11 |
| 参考資料 3 投資奨励対象事業リスト (タイ国投資委員会ガイド 2011 から抜粋) | 13 |
| 参考資料 4 関連法令参考条文..... | 22 |

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

1. 民間企業向け工事への外国企業の参入規制

(1) 法的規制

(a) 外国人事業法

外国人事業法（Foreign Business Act B.E. 2542（1999））では、外資企業の参入が制限される規制業種が定められている（参考資料 1 参照）。規制業種には、建設業務¹（同法別表 3（10））のほか、建築業務（別表 3（8））およびエンジニアリングサービス（別表 3（9））が含まれる。また、規制業種の 1 つである「その他サービス」（別表 3（21））の範囲は、サービス一般を広く含むものと解されている。例えば、据付サービス、メンテナンスサービスおよび修理サービスもこれに該当し、規制対象となる。

規制業種への参入が制限される「外国人」²には、外国法人および外国法人が 50%以上の株式を保有するタイ法人が含まれる。「外国人」が外国人事業法上の規制業種に該当する事業を行う場合、同法上の許可の取得が必要であるが、上述した各業務（同法上の別表 3 の業務）については、多くの資本や高度の技術を必要とし、タイの国内企業のみではできない事業でない限り、運用上、許可されない。従って、日系企業がタイ国内の通常の民間工事案件を受注するには、タイ企業との間で設立する合弁会社（日系企業の持株比率は 50%未満）を通じて行うことが一般的である。

ただし、公共事業に関しては、商務省が外国人事業法の許可基準に関するガイドラインを公表しており、外資企業が当該基準を満たせば許可を受けることが実務的に可能である。ガイドライン上の基準の 1 つに、プロジェクトの条件を定めた契約を締結することが求められている。契約相手方は政府機関に限定されず、公共事業を受注したタイの民間企業（またはその下請や孫請）から工事を受注する場合も許可の対象となり得る。

なお、投資委員会（Board of Investment : BOI）の投資奨励³の付与を受けたプロジェクトについては、外資企業が外国人事業法の別表 2 および 3 の業務に従事することが認められる（投資奨励の付与を受けた外資企業が申請した場合には、投資奨励の付与を受けた事業

¹ ①特別な工具、機械、技術、専門知識を必要とする、公衆への基礎サービスとなる公共・通信事業施設の建設（ただし、外国人の最低資本が 5 億バーツ以上であること）および②省令の規定に基づくその他の建設（現時点では省令は未制定）は除く。

² 「外国人」は、①タイ国籍を有しない自然人、②タイ国外で設立された法人、③タイ国内で設立された法人で全株式数または株式の価値に占める上記①または②の者が保有する者の割合が 50%以上の者、④タイ国内で設立された有限責任組合または登録組合でその業務執行組合員または運営者が上記①である者または⑤タイ国内で設立された法人で全株式数または株式の価値に占める上記①、②または③の者が保有する者の割合が 50%以上の者と定義されている（外国人事業法 4 条）。

³ BOI の投資奨励策は現在改正が検討されている。

について外国人事業法上の許可⁴が付与される（外国人事業法 12 条 1 項）。しかし、建設業一般は BOI の投資奨励の対象ではなく（参考資料 3 参照）、別途投資奨励対象とされているプロジェクトに関する建設（Concession Road の建設（投資奨励対象業種 7.1.3）など）以外は、投資奨励制度を利用できない。また、建設業務そのものではないが、①建築および土木を除くエンジニアリングおよび技術サービスの提供、②機械、道具、設備に関する据付、メンテナンス、補修修理業務については、「貿易ならびに投資支援事務所」（投資奨励対象業種 7.15 Trade and Investment Support Office : TISO）として投資奨励の付与を受けることにより、外資企業が従事できる（年間 1,000 万バーツ以上の事業費を使用することが要件である）。

(b) その他の業法規制

建設業について登録や許可を求める建設業法は存在しない。ただし、建築やエンジニアリング業務を行う場合には、事業者は、それぞれ建築士法（Architect Act B.E. 2543（2000））およびエンジニア法（Engineer Act B.E. 2542（1999））に基づくライセンスを法人として取得する必要がある。いずれのライセンスも事業者の本店所在地がタイ国内にあることが求められる。外資比率に関する規制はなく、外資企業も取得できる。ただし、取締役の半数以上（エンジニア法に基づくライセンスについては、取締役の半数以上または Managing Director）がライセンスを有するタイ人でなければならない。

参考資料 4 関連法令参考条文①②を参照。

(c) 民商法

建設工事に関する契約や当事者間の権利関係は、主として民商法（Civil and Commercial Code）の規定（請負（Hire of Work）に関する規定など）が適用される。請負契約に関する規定は、日本の民法上の請負に関する規定と類似する点が多いが、引渡期限に遅れた場合に請負報酬を減額できる（596 条）、目的物の引渡しの遅延が予見される場合の請負人の契約解除権（593 条）、瑕疵が予見される場合の請負人の瑕疵修補請求（594 条）が引渡期限前に認められているなど、日本の民法にはない規定が存在する。

(2) 法的な義務または商慣習による現地企業とのパートナーシップ制度の有無

1. (1) (a) に記載の通り、外国人事業法上の許可の取得が容易でないため、外国法人が

⁴ 一般的な外国人事業法上の許可が Foreign Business License と呼ばれるのに対して、BOI の投資奨励事業に関して付与される許可は Foreign Business Certificate と呼ばれ、区別されている。

民間建設工事に参入するには、タイ企業との間で設立する合弁会社（日系企業の持株比率は 50%未満）を通じて行うことが一般的である。それ以外、民間建設工事に参入する場合のタイ企業との間でのパートナーシップは義務付けられていない。

(3) 契約および施工に関する条件、規制、必要な資格

建設工事の仕様、条件、基準等を規制する主要な法律としては、以下の各法律が存在する。ただし、建設工事契約の契約内容を特別に規制する法律は存在せず、建設工事への参入資格を規制する法律は外国人事業法（上記（1）（a））および建築士法およびエンジニア法（上記（1）（b））以外、特に存在しない。

| 法律名 | 関連する規制内容 |
|---|---|
| 建物管理法（Building Control Act B.E. 2522（1979）） | 建設に際して充たすべき要件および基準等 |
| 都市計画法（Town Plan Act B.E. 2518（1975）） | 都市計画および建設場所についての制限等 |
| 工場法（Factory Act B.E. 2535（1992）） | 工場の設立許可、立地、建物、機械設備等に関する基準等 |
| 国家環境保全推進法（Enhancement and Conservation of National Environment Quality Act B.E. 2535（1992）） | 建設プロジェクトの環境に与える影響を考慮する規制。建設の種類および規模によっては環境影響評価（EIA）または環境健康影響評価（EHIA）が必要である。 |

(4) 現地に拠点を持たない非居住者が主契約をし、現地工事業者に下請けを行う場合の規制の有無

外国人事業法は外資企業のタイ国内の事業活動を規制するものであるため、タイ国外で事業活動が完結する場合は適用外であると解釈される。従って、外国で設立された法人がタイ国内の建設工事案件に関して請負契約を締結したが、タイ国内の業務をすべて現地企業に委託し、自らはタイ国内の業務を行わない場合、同法の許可を受けずに業務を行うことも不可能ではない。しかし、タイ国内に拠点のない外国法人であっても、タイ国内で事業を行っているともみなされる場合には、外国人事業法が適用され、1. (1)a で述べたとおり、同法上の許可の取得が必要である。商務省は、事業運営上の何らかのプロセスがタイ国内で行われた場合にはタイ国内で事業を行っているともみなすと広範に解釈している。例えば、出張ベースで技術者や監督者等の従業員をタイ国内に派遣する場合であっても、タイ国内で事業を行っているとして同法上の許可が必要となる可能性があるため、注意を要する。また、3. (2) で述べるとおり、税法上の PE とされる可能性もあり、併せて注意が必要である。

(5) 期間限定のプロジェクトオフィス制度の有無、適用条件

タイにはプロジェクトオフィス制度は存在しない。現地法人または支店の設置が必要である。支店形態で事業を行う場合も外国人事業法の適用対象となるが、1. (1) (a) に記載した通り、公共事業案件以外の通常の民間工事案件では同法上のライセンスの取得は困難であるため、支店形態は通常利用されない。

現地法人形態で事業を行う場合も、同様に外国人事業法に基づき規制される。プラント工事の据え付け作業など、事業活動が特定の期間に限定される場合は、その旨を商務省に説明し、現地法人を設立して外国人事業法上の許可を取得した上で、当該プロジェクトおよび期間に限って事業活動を行う事例も少なくないとみられる。

(6) 非居住者が出張で作業を行うことを前提とした請負契約の締結可否、就労許可の取得方法

(4)に記載した通り、外国法人に所属する非居住者が出張で作業を行う場合、当該外国法人がタイ国内で事業を行っているときみなされる可能性がある。なお、外国人がタイ国内で就労する場合には、非移民ビザ（ノンイミгранト B ビザ）に加えて、就労許可の取得が必要である。現地法人に出向する、現地の支店に在籍するなどして就労許可を取得するのが通常である。ただし、緊急かつ不可欠な仕事（会議、修理等）の場合には、所定の様式に従い本人および雇用主が署名した書類を労働省に届け出ることにより 15 日間までの就労が可能である。

2. 民間企業向け工事、作業契約履行の方法

(1) 受注、履行のための現地拠点の種類とその設立手続き、これらのメリット・デメリット

上記の通り、民間企業向け工事のための現地拠点としては、タイ企業との合弁として現地法人を設立する方法が一般的である。現地法人の形態には、非公開会社（private limited company）と公開会社（public limited company）が存在する。公開会社は株主が 15 人以上必要であるほか、株式上場を念頭に置いた会社形態である。そのため、外資企業の進出に際しては非公開会社を選択されるのが一般的である。なお、駐在員事務所が行える業務は市場調査等に限定されるため、工事のための拠点としては適さない。

非公開会社の設立手続きは比較的容易である。書類の準備期間を含めた所要期間は一般的に

は 1 カ月程度である。設立手続には、会社の商号を事前に商務省に予約申請した上で、基本定款の登録、株式の引受、創立総会の開催、資本金の払込、設立申請書類の提出の各手続が必要である。一定の要件を充たせば、基本定款の登録と会社設立登記は同日中に完了できる。設立には 3 名の発起人（自然人でなければならないが、外国人、非居住者でも可）が必要である。

(2) 受注、履行の際に企業として必要な資格

特になし。

3. 税制度

(1) 海外企業の直接受注時に適用される当該国の税金の種類

海外企業がタイ国内での事業のための従業員、代理人または仲介者を有し、その結果としてタイで収益を得た場合、歳入法（Revenue Code）上は、タイで事業を行っていると同みなされ、当該所得が法人所得税の対象となる（76 条 Bis）。しかし、日タイ租税条約上、当該海外企業がタイ国内に PE を有していない場合には、当該所得はタイでは課税の対象とならない。

一方、タイ国内で工事が行われるため、サービスがタイ国内で履行され使用されたものとして、工事請負代金は付加価値税（2014 年現在 7%）の対象となる。

(2) 恒久的施設（Permanent Establishment : PE）認定の基準

日タイ租税条約上、PE とは、事業を行う一定の場所であって、企業がその事業の全部または一部を行っている場所をいい、事業管理の場所、支店、事務所、工場等を含む。また、建築工事現場または建設、据付けまたは組立ての工事、もしくはこれらに関連する監督活動は、3 カ月を超える期間存続する場合には、PE に該当する（日タイ租税条約 5 条 3 項）。

(3) 海外企業の直接受注時の納税手続き

海外企業が PE を有する場合、海外企業の従業員、代理人または仲介者（サブコントラクターなど）が、海外企業のタイ国内所得を申告し、納税を行う必要がある。申告書は半期の申告書と年間の申告書の年 2 回を提出する。会計年度開始から半年経過後 2 カ月以内に半期の申告書、会計年度終了後 150 日以内に年間の申告書を提出する。

4. 問い合わせ先（名称、連絡先、URL）

| | | |
|--|---|--|
| <p>商務省事業開発局</p> <p>Department of Business Development, Ministry of Commerce</p> | <p>02-528-7600</p> <p>Bureau of Foreign Business Administration 02-547-4425-6</p> <p>Bureau of Law and Litigation 02-547-4470</p> | <p>http://www.dbd.go.th/</p> |
| <p>投資委員会</p> <p>Board of Investment Promotion</p> | <p>02-553-8111</p> | <p>http://www.boi.go.th/</p> |
| <p>建築士委員会</p> <p>Architect Council of Thailand</p> | <p>02-318-2112</p> | <p>http://www.act.or.th/</p> |
| <p>エンジニア委員会</p> <p>Council of Engineers of Thailand</p> | <p>02-935-6868</p> | <p>http://www.coe.or.th/</p> |
| <p>工業省工場局</p> <p>Department of Industrial Work, Ministry of Industry</p> | <p>02-202-4000</p> | <p>http://www.diw.go.th/</p> |
| <p>内務省土木・都市計画局</p> <p>Department of Public Works and Town & Country Planning, Ministry of Interior</p> | <p>02-201-8000</p> | <p>http://www.dpt.go.th/</p> |
| <p>天然資源・環境省公害防止局</p> <p>Pollution Control Department, Ministry of Natural Resources and Environment</p> | <p>02-298-2000</p> | <p>http://www.pcd.go.th/</p> |

| | | |
|---|--------------------|--|
| <p>天然資源・環境省天然資源・環境計画事務局環境影響評価局</p> <p>Environmental Impact Evaluation Bureau, Office of Natural Resources and Environmental Planning, Ministry of Natural Resources and Environment</p> | <p>02-265-6500</p> | <p>http://www.onep.go.th/eia/index.php</p> |
|---|--------------------|--|

参考資料1 外国人事業法規制事業リスト（「一九九九年外国人事業法」ジェットロバン
コクセンター編⁵から抜粋）

別表1

特別事由から外国人の営業を禁止する事業

- (一) 新聞事業、ラジオ局・テレビ局事業
- (二) 稲作、畑作、園芸
- (三) 畜産
- (四) 林業および林産物加工
- (五) タイ領海および経済水域における漁業
- (六) タイ薬草抽出
- (七) タイの古美術品または歴史的に価値のある物の取引および競売
- (八) 仏像制作・鋳造、およびバート（托鉢用の鉢）制作
- (九) 土地取引

別表2

国家安全保障に係る、または文化、伝統、地場工芸、天然資源・環境に影響を及ぼす事業

第一群 国家安全保障に係る事業

- (一) 以下の製造、販売、修繕
 - (a) 銃器、銃弾、火薬、爆薬
 - (b) 銃器、銃弾、爆薬の構成部品
 - (c) 武器、軍用飛行機、軍用輸送機器
 - (d) 戦争物資全種の機器または構成部品
- (二) 国内航空事業を含めた国内陸運、水運、空運

第二群 文化、伝統、地場工芸に影響を及ぼす事業

- (一) タイ美術工芸である小美術品の商取引
- (二) 木彫品製造
- (三) 養蚕、タイシルク製糸、タイシルク織布、またはタイシルク模様染め
- (四) タイ楽器制作
- (五) 金細工品、銀細工品、ニエロ細工品、金象眼細工品（クルアントーン・ローンヒン）、漆器の制作
- (六) タイ美術文化である椀類、陶器制作

⁵ http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/invest_002.pdf

第三群 天然資源または環境に影響を及ぼす事業

- (一) さとうきびからの砂糖製造
- (二) 地下塩汲み出しを含めた塩田事業
- (三) 岩塩事業
- (四) 爆破または砕石を含めた鉱業
- (五) 家庭用品、什器制作のための木工業

別表 3

タイ人に外国人との競争準備がまだ整っていない事業

- (一) 精米および米粉・穀物粉製造
- (二) 水産物養殖
- (三) 植林による林業
- (四) 合板、ベニヤ板、チップボード、ハードボード製造
- (五) 石灰製造
- (六) 会計サービス
- (七) 法律サービス
- (八) 建築設計サービス
- (九) 工学サービス
- (一〇) 以下を除く建設業
 - (a) 外国人の最低資本が五億バーツ以上の、特別な工具、機械、技術、専門性を使用しなければならない公衆への基礎サービスとなる公共施設、通信施設の建設
 - (b) 省令の規定に基づくその他の種類の建設
 - (一) 以下を除く、仲介業または代理業
 - (a) 証券売買における仲介または代理業、あるいは農産物、金融商品・証券の先物取引に係るサービス業
 - (b) 同一グループ内の企業の製造、サービス提供に必要な財・サービスの売買、調達における仲介または代理業
 - (c) 外国人の最低資本が一億バーツ以上の、国際事業としての形態を有する、国内製造製品または輸入製品販売のための国内外での売買、調達、セールス、マーケティングにおける仲介または代理業
 - (d) 省令の規定に基づくその他の仲介または代理業
 - (二) 以下を除く、競売業
 - (a) タイの美術、工芸、遺物である古美術品、タイの歴史的価値のある物の入札売買ではない国際入札売買の形態を有する競売業
 - (b) 省令の規定に基づくその他の競売業
 - (一三) 禁止する法律がまだない地場農業製品または産品に係る国内商取引

(一四) 全最低資本が一億バーツ未満の、あるいは一店舗あたり最低資本が二〇〇〇万バーツ未満の全種類商品の小売業

(一五) 一店舗あたり最低資本が一億バーツ未満の全種類商品の卸売業

(一六) 広告業

(一七) ホテル運営サービスを除くホテル業

(一八) 観光ガイド業

(一九) 飲食物販売業

(二〇) 植物の種苗、品種改良事業

(二一) 省令で規定されたサービス業を除くその他のサービス業

参考資料 2 公共事業に関する商務省ガイドラインの要旨

| | | 事業の種類 | |
|----|--------------|--|---|
| | | 公的部門または国有企業とのサービス事業またはその他の事業を行うこと | 民間企業との契約者としてサービス事業またはその他の事業を行うこと |
| 1. | 対象となる申請者 | <ul style="list-style-type: none"> 外国法に基づき設立されタイ国で事業を営む法人 タイ法に基づき設立され外国人事業法上の外国人とみなされる法人 | <ul style="list-style-type: none"> 外国法に基づき設立されタイ国で事業を営む法人 タイ法に基づき設立され外国人事業法上の外国人とみなされる法人 |
| 2. | 事業の性質 | <ul style="list-style-type: none"> 申請者が、公的部門、国有企業または公的部門若しくは国有企業と契約した民間企業に対するタイ国内におけるサービス提供またはその他のビジネスを行うこと | <ul style="list-style-type: none"> 申請者が、民間企業または公的部門の下請を含む民間企業に対するタイ国内におけるサービス提供またはその他のビジネスを行うこと |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 申請者が、公的部門、国有企業または公的部門若しくは国有企業と契約した民間企業との間で、申請者が契約当事者である旨が記載され、業務の範囲、条件および期間が明記された契約書を締結済みであること | <ul style="list-style-type: none"> 申請者が、民間企業との間で、申請者が契約当事者である旨が記載され、業務の範囲、条件および期間が明記された契約書を締結済みであること。さらに、当該業務が高度な技術または専門的な知識を要するものであること。 |
| 3. | 対象となるサービスの範囲 | <ul style="list-style-type: none"> エンジニアリングサービス (別表 3(9)) 建設 (別表 3(10)) | <ul style="list-style-type: none"> エンジニアリングサービス (別表 3(9)) |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 単一の契約者 (単一の法人、ジョイントベンチャーまたはコンソーシアムが該当する) による調査、設計および建設 (メンテナンスサービスを含む) を含むターンキープロジェクト | <ul style="list-style-type: none"> 調査、設計、調達および機械または設備の据付を含むターンキープロジェクト |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 助言の提供、調達、機械または設備の据付、人材訓練およびメンテナンスサービス等のその他サービス (別表 3(21)) | <ul style="list-style-type: none"> 据付、メンテナンス若しくは管理についての助言の提供、または人材訓練およびシステムの導入およびテストに関するサービスの提供等のその他サービス (別表 3(21)) |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>上記サービスは、経済および社会の発展に資するもので、技術移転によりタイの人員にとって有益で産業企業家にとって有益な高度な技術または専門的な知識を要する、タイの基本的な公的ユーティリティに関するものでなければならない。</p> | <p>上記サービスは、経済および社会の発展に資するもので、技術移転によりタイの人員にとって有益で産業企業家にとって有益な高度な技術または専門的な知識を要する、タイの基本的な公的ユーティリティに関するものでなければならない。</p> |
|--|---|---|

参考資料 3 投資奨励対象事業リスト (タイ国投資委員会ガイド 2011⁶から抜粋)

- 1 類 農業および農産品からの製造業
 - 1.1 種子の栽培および改良
 - 1.2 水耕 (Hydroponics) 栽培
 - 1.3 植林
 - 1.4 バイオ肥料、有機肥料または土壌改良剤の製造
 - 1.5 動物の育種または飼育
 - 1.5.1 家畜育種または飼育
 - 1.5.2 水棲動物の育種または養殖 (エビを除く)
 - 1.6 家畜飼料あるいは飼料成分の製造
 - 1.7 乾燥植物およびサイロ
 - 1.8 深海漁業
 - 1.9 屠畜
 - 1.10 なめし、皮革仕上げ、獣毛の加工
 - 1.11 最新技術による食品製造・保存、加工 (飲用水、アイスクリームを除く)
 - 1.11.1 肉食品の製造、保存
 - 1.11.2 野菜、果実からの食品の製造、保存
 - 1.11.3 米あるいは穀物からの食品の製造、保存
 - 1.11.4 植物、野菜、果実からの飲料製造 (アルコールを除く)
 - 1.11.5 生牛乳からの製品の製造
 - 1.11.6 食品調合品の製造
 - 1.11.7 甘味剤の製造 (砂糖を除く)
 - 1.11.8 即席食品あるいは半既席食品の製造あるいは保存
 - 1.11.9 キャンデー、チョコレート、ガムの製造
 - 1.11.10 医療食品 (Medical Food) の製造
 - 1.12 植物および動物からの油脂の製造
 - 1.13 植物からの澱粉、デキストリン、加工澱粉の製造
 - 1.14 近代的技術による、野菜、果物、花の品質選別および包装、保管
 - 1.15 薬草からの製品の製造 (薬、石鹸、シャンプー、歯磨き、化粧品を除く)
 - 1.16 天然ゴムからの製品の製造
 - 1.17 農業の副産物あるいは残り屑からの製品の製造
 - 1.18 農産品からのアルコールあるいは燃料の製造 (スクラップ、ごみ、廃棄物を含む)
 - 1.19 冷凍倉庫と冷凍運輸
 - 1.20 農産物取引センター

⁶ http://www.boi.go.th/upload/content/BOI-A%20Guide%202011-JP-REV20110928_63695.pdf

1.21 農場マネジメント・サービス

2類

- 2.1 鉱物試掘採鉱
- 2.2 鉱山および鉱山の選鉱（錫鉱を除く）
- 2.3 大理石あるいは花崗岩の採掘
- 2.4 精錬
- 2.5 セラミックス製品の製造
 - 2.5.1 セラミックス製品の製造（土器を除く）
 - 2.5.2 屋根瓦の製造
 - 2.5.3 アドバンスト・セラミックスの製造
- 2.6 ガラスおよびガラス製品の製造
- 2.7 耐火材および耐熱材の製造（軽量ブロックを除く）
- 2.8 石膏ボードあるいは石膏製品の製造
- 2.9 公共施設プロジェクトのための高圧コンクリート製品の製造
- 2.10 金属粉末の製造
- 2.11 フェロアロイの製造
- 2.12 川上、川中の鉄製品の製造
 - 2.12.1 川上鉄製品はHot Metal, Pig Iron(銑鉄)、Sponge Iron(海面鉄)、Direct Reduction Iron—DRIおよびHot Briquetted Iron(HBI) を含む
 - 2.12.2 川中铁製品はSlab(板用鋼片)、Billet (小鋼片)、Bloom(鋼片)を含む
- 2.13 川下鉄製品の製造
 - 2.13.1 棒状鉄製造棒状鉄、シャフト鉄、ワイヤーロッド、鉄線を含む
 - 2.13.2 板状の鉄製品製造熱延および冷延のステンレス鉄板、厚鉄板、熱延および冷延の鉄板、コーティングした鉄板を含む
- 2.14 鉄パイプおよびステンレスパイプの製造
- 2.15 鋳造による鉄部品の製造
- 2.16 鍛造による鉄部品の製造
- 2.17 非鉄金属の圧延、Drawing、鋳造、鍛造
- 2.18 コイルセンター
- 2.19 ナノ・マテリアルの製造または内製ナノ・マテリアルからの製品の製造

3類

- 3.1 繊維製品あるいはその部品の製造
 - 3.1.1 天然繊維あるいは人口繊維の製造
 - 3.1.2 糸の製造

- 3.1.3 布の製造
- 3.1.4 漂白、染色および仕上げ
- 3.1.5 プリントおよび仕上げ
- 3.1.6 衣服、衣装の製造
- 3.1.7 衣服、衣装の部品製造
- 3.1.8 家庭用繊維製品の製造
- 3.1.9 カーペットの製造
- 3.1.10 魚網の製造
- 3.2 吸湿紙の製造（生理用ナプキン、オムツ）
- 3.3 履物あるいはその部品の製造
- 3.4 カバンあるいはその部品の製造
- 3.5 スポーツ用品あるいはその部品の製造
- 3.6 皮革あるいは人工皮革からの製品の製造
- 3.7 宝石・貴石および装飾品関連の製造
- 3.8 レンズ、眼鏡、あるいはその部品の製造（光学レンズを除く）
- 3.9 医療用器具、機器の製造
- 3.10 科学機器の製造
- 3.11 文房具あるいはその部品の製造
- 3.12 玩具の製造
- 3.13 楽器の製造
- 3.14 人造物の製造（禁止木材からのものを除く）
- 3.15 家具あるいはその部品の製造（禁止木材からのものを除く）
- 3.16 サンドペーパーの製造

4類

- 4.1 手工具および計測器の製造
- 4.2 機械、その備品、部品の製造
 - 4.2.1 エンジニアリング・デザインのある機械、その備品、部品の製造
 - 4.2.2 農業および食品加工用の機械、備品の製造
 - 4.2.3 省エネ、代替エネルギー機械、その備品の製造
 - 4.2.4 金型の製造あるいは修理
 - 4.2.5 機械、備品、部品の製造
- 4.3 金属部品を含む金属製品の製造
- 4.4 表面処理あるいは陽極酸化処理 (Anodize)
- 4.5 熱処理 (Heat Treatment)
- 4.6 造船あるいは船舶の修理

- 4.6.1 500グロストン以上の造船あるいは修理
- 4.6.2 500グロストン以下の造船あるいは修理(木船または鉄船を除く)
- 4.7 電動式乗り物の製造(仏暦2522年・西暦1979年の自動車法に基づき登記できないものに限る)
- 4.8 自動車および電車あるいはその備品、部品の製造(軌道システムのものに限る)
- 4.9 航空機の製造、修理、改造(Aircraft Conversion) および航空機備品、部品あるいは航空機内用品の製造あるいは修理
- 4.10 乗り物の部品の製造
 - 4.10.1 乗り物の部品の製造
 - 4.10.2 オートバイ用の4ストロークエンジンの製造
 - 4.10.3 自動車用エンジンの製造
 - 4.10.4 国際規格のエコカー部品の製造
- 4.11 オートバイの製造
 - 4.11.1 4ストローク・オートバイの製造
 - 4.11.2 大型オートバイの製造
- 4.12 自動車の製造
 - 4.12.1 自動車の製造
 - 4.12.2 自動車の総括(Package) 製造
 - 4.12.3 乗用車の製造
 - 4.12.4 新種自動車の製造
- 4.13 汎用エンジンまたはその備品の製造
- 4.14 天然ガス使用の自動車(Natural Gas Vehicle-NGV) および機械設備の製造
 - 4.14.1 天然ガス使用のバス・大型トラックの製造
 - 4.14.2 圧縮天然ガス(Compressed Natural Gas:CNG) 用および液化天然ガス(Liquefied Natural Gas:LNG) 用のタンクの製造
 - 4.14.3 天然ガス使用車(NGV) 用のエンジン、部品および備品の製造
 - 4.14.4 天然ガス・サービス・ステーション用の機械あるいは設備の製造
- 4.15 燃料電池の製造
- 4.16 乗り物の部品、電気電子設備の修理
- 4.17 産業用機械・備品の修理
- 4.18 コンテナの製造およびメンテナンス
- 4.19 建設あるいは工業のための設備に使用する金属構造の製造(Fabrication Industry) あるいはPlatformの修理
- 4.20 既製住宅(Completely Built Unit-CBU) またはノックダウン住宅(Completely Knocked Down-CKD) の製造

5類

5.1 工業用電気器具の製造

5.2 電気製品の製造

5.3 電気製品用の部品または備品の製造

5.3.1 電灯の製造

5.3.2 バッテリー、電池の製造（乗り物用バッテリーを除く）

5.3.3 絶縁ワイヤー、ケーブルの製造

5.3.4 その他の電気製品用の部品または備品の製造

5.4 電子製品（エレクトロニクス）の製造

5.4.1 家庭用電化製品の製造

5.4.2 事務用の電子機器の製造

5.4.3 工業用の電子機器の製造

5.4.4 電気通信用の電子機器の製造

5.4.5 農業用の電子機器の製造

5.4.6 その他の電子機器の製造

5.5 電子製品に使用する電子部品、備品あるいは部品、備品の製造

5.5.1 半導体の製造

5.5.2 記憶装置の製造

(1) Hard Disk DriveおよびHard Disk Drive部品の製造

(2) その他の記憶装置の製造

5.5.3 信号ワイヤーあるいは信号ワイヤハーネスの製造

5.5.4 電気通信機器部品の製造

5.5.5 医療用の電子機器部品の製造

5.5.6 農業用の電子機器部品の製造

5.5.7 乗り物用電子部品の製造

5.5.8 Flexible Printed CircuitあるいはMulti Layer Printed Circuit Boardの製造

5.5.9 その他電子部品、備品あるいは電子機器用の部品、備品の製造

5.5.10 太陽電池あるいは太陽電池原材料の製造

(1) 太陽電池の製造

(2) ウェハー、純粋シリコン（99.9999%）、透明導電酸化物coating glassなど太陽電池用の原材料の製造

5.5.11 Hard Disk Drive用Media/Platterの製造

5.5.12 Flat Panel Displayの製造

5.6 マイクロエレクトロニクス用の資材あるいは基板の製造

5.6.1 ウェハー

5.6.2 薄膜フィルムテクノロジー

5.7 電子の設計

5.7.1 Micro Electronics Design

5.7.2 Embedded system design

5.7.3 Prototype design

5.8 ソフトウェア

5.8.1 企業ソフト

5.8.2 デジタル・コンテンツ

(1) Animation, Cartoon & Characters

(2) Computer-generated Imagery (CGI)

(3) Web-based ApplicationおよびCloud Computing

(4) Interactive Application

(5) Game; Window-based, Mobile Platform, console, PDA, Online Game, Massive Multi-Player Online Gameなど

(6) Wireless Location Based Service Content

(7) Visual Effects

(8) Multimedia Video Conferencing Applications

(9) E-Learning Content via Broadband and Multimedia

5.8.3 Embedded Software

5.9 E-commerce

6類

6.1 化学品の製造

6.2 工業用化学品の製造

6.3 環境にやさしい化学品 (Eco-friendly Chemicals) の製造

6.4 環境にやさしい製品 (Eco-Friendly Products) の製造

6.4.1 環境にやさしいパッケージング

6.4.2 環境にやさしいプラスチックあるいはポリマー

6.5 薬品および薬品の有効成分の製造

6.6 化学肥料の製造

6.7 殺虫剤、雑草駆除薬の製造

6.8 染料および染色剤の製造

6.8.1 染色剤

6.8.2 顔料

6.8.3 ペンキおよびインキ

6.9 ボディケア製品の製造

6.10 石油精製業

- 6.11 石油化学品の製造
- 6.12 プラスチックおよびプラスチックコートによる製品
- 6.13 パルプの製造
- 6.14 紙の製造
- 6.15 パルプあるいは紙による製品の製造
- 6.16 印刷

7類

- 7.1 公共事業
 - 7.1.1 電力およびスチームの製造
 - 7.1.2 水道、工業用の水施設
 - 7.1.3 Concession Road
 - 7.1.4 海上輸送のための積荷、積み下ろし施設サービス
 - 7.1.5 コンテナ方式による輸出品の検査、コンテナ積載のための施設、輸入品の検査、埠頭外へ搬出するための積載作業を行うための保管場所
 - 7.1.6 商業空港
 - 7.1.7 人工衛星通信
 - 7.1.8 電話
 - 7.1.9 天然ガス分離
- 7.2 天然ガス・サービス・ステーション
- 7.3 観光振興産業
 - 7.3.1 遊覧船の乗船所サービス
 - 7.3.2 遊覧船サービスまたはヨットのレンタル
 - 7.3.3 遊園地
 - 7.3.4 芸術文化センターまたは美術工芸展示場
 - 7.3.5 水族館
 - 7.3.6 カーレース場
 - 7.3.7 野外動物園
 - 7.3.8 ケーブルカーサービス
- 7.4 観光支援のための産業
 - 7.4.1 コンベンションホール
 - 7.4.2 国際貿易展示センター
 - 7.4.3 ホテル
 - 7.4.4 高齢者のための福祉施設
 - 7.4.5 健康センター
 - 7.4.6 ローングステイ支援のための事業

- 7.5 中低所得者住宅
- 7.6 タイ映画制作あるいは映画産業へのサービスあるいはマルチメディア・サービス
- 7.7 病院
- 7.8 産業用地の開発事業
 - 7.8.1 工業区
 - 7.8.2 工場および倉庫のための建物開発
 - 7.8.3 自由貿易ゾーン (Free Trade Zone) およびフリーゾーンのための保税倉庫区
 - 7.8.4 ソフトウェア工業団地
 - 7.8.5 宝石・宝飾産業工業区
 - 7.8.6 環境保護工業団地
 - (1) 繊維業の一貫生産のための工業団地
 - (2) なめし業のための工業団地
 - (3) 金属の表面処理および陽極表面処理の工業団地
 - 7.8.7 印刷工業区
 - 7.8.8 映画工業区 (Movie Town)
 - 7.8.9 科学技術パーク
 - 7.8.10 ロジスティック・パーク (Logistics Park)
 - 7.8.11 サービス工業区
 - 7.8.12 農作物加工工業区
 - 7.8.13 DATA CENTER
- 7.9 大量輸送および大型貨物輸送
 - 7.9.1 大量輸送および貨物電車輸送 (軌道システムおよび軌道・道路共用システムのみ)
 - 7.9.2 パイプライン輸送
 - 7.9.3 航空輸送
 - 7.9.4 海運輸送
 - 7.9.5 フェリーポートサービス
 - 7.9.6 タグボート
- 7.10 近代的システムによる物流センター (Distribution Center-DC)
- 7.11 近代的システムによる国際物流センター (International Distribution Center-IDC)
- 7.12 部品および半製品の国際調達事務所 (International Procurement Office-IPO)
- 7.13 地域事業本部事業 (Regional Operating Headquarters-ROH)
- 7.14 国際貿易業
- 7.15 貿易ならびに投資支援 事務所
- 7.16 International Business Process Outsourcing (IBPO)
- 7.17 Energy Service Company (ESCO)
- 7.18 人材開発

- 7.18.1 職業訓練センター
- 7.18.2 インターナショナル・スクール
- 7.18.3 ホテル専門学校
- 7.18.4 海事訓練学校
- 7.19 バイオテクノロジー
 - 7.19.1 種子または種子および動物の育種のためバイオテクノロジーを使用した生産、研究開発
 - 7.19.2 バイオテクノロジーを使用した製薬化学物質の研究開発および生産
 - 7.19.3 医療、農業、食品、環境の診断キットの生産および研究開発
 - 7.19.4 微生物、植物の細胞、動物の細胞を用いた分子生物学、生物学的活性物質の生産、研究開発
 - 7.19.5 分子レベルでの生物学実験、試験用の原材料および必要資材の製造
 - 7.19.6 生物的物质の検査、分析、合成に関するサービス
- 7.20 研究開発
- 7.21 理科学実験サービス
- 7.22 計測器校正 (Calibration)
- 7.23 製品設計
- 7.24 デザイン・センター
- 7.25 製品の消毒、殺菌サービス
- 7.26 汚水処理、産業廃棄物または有害化学品の処理あるいは運搬
- 7.27 不用材のリサイクル事業
 - 7.27.1 不用材の選別事業
 - 7.27.2 不用材の回収事業
 - 7.27.3 不用材の再利用 (Reuse) 事業
 - 7.27.4 不用材のリサイクル (Recycling) 事業
 - 7.27.5 不用材より有価物質の抽出事業 (Recovery)
- 7.28 石油のためのパイプの被覆およびコーティング

参考資料 4 関連法令参考条文

①エンジニア法 (Engineer Act B.E. 2542 (1999))

※エンジニア委員会ウェブサイトに掲載されている英訳⁷を筆者にて和訳

第 4 条 規制エンジニア専門職 (Controlled Engineering Profession) とは、省令に規定されるエンジニア専門職を意味する。

※省令 (Ministerial Regulations on Determination of Sectors in the Engineering and Controlled Engineering Profession B.E. 2550 (2007)) では、規制エンジニア専門職とは、土木エンジニアリング、鉱業エンジニアリング、機械エンジニアリング、電気エンジニアリング、インダストリアルエンジニアリング、環境エンジニアリングおよび化学エンジニアリングの分野におけるエンジニア専門職と定義され、助言の提供、プロジェクトの計画、設計および計算、建設又は生産の監督、調査および検査、並びに利用の指示を行うことが対象とされている。

第 45 条 何人も、エンジニア委員会から該当分野における規制エンジニア専門職のライセンスを受けずに、規制エンジニア専門職に従事し、又は、いかなる方法であっても他の者をして規制エンジニア専門職の分野に従事する準備があると信じさせる行為をしてはならない。

第 47 条 何人も、エンジニア委員会若しくはエンジニア委員会から認証を受けたその他の機関からの該当分野における規制エンジニア専門職の実務の学術的知識および専門性を証する証明書若しくは書面の許可又はエンジニア委員会の規則に規定された条件のライセンスを受けない限り、言葉又は書面により、他の者をして規制エンジニア専門職の実務の学術的知識および専門性を有していると信じさせ、又は、他の者を雇用し、雇い、同様の行為を行わせてはならない。

第 49 条第 3 項 ライセンスを申請する法人は、資本において外国人が保有する株式数にかかわらず、以下の最低限の条件を充たさなければならない。

- (1) 主たる事業所がタイ国内に存在すること
- (2) 組合における組合員、会社における取締役もしくは法人の理事会の理事の総数の半数以上、または組合のマネージングパートナー、会社におけるマネージングディレクターもしくは法人の排他的な権限を有する唯一の役員が本法律上のライセンスを有していること

⁷ http://www.coe.or.th/_coe/_product/20100615120139-1.E.%202542.pdf

②建築士法 (Architect Act B.E. 2543 (2000)) 参考条文

第 4 条 規制建築専門職 (Controlled Architect Profession) とは、省令に規定される建築専門職を意味する。

※省令 (Ministerial Regulations on Specification of the Controlled Architect Professions specified that the Controlled Architect Professions) では、規制建築専門職とは、主要建築士、都市計画建築士、景観建築士、内装装飾建築士と定義されている。

第 45 条 何人も、建築士委員会から該当分野における規制建築専門職のライセンスを受けずに、規制建築専門職に従事し、または、いかなる方法であっても他の者をして規制建築専門職の分野に従事する準備があると信じさせる行為をしてはならない。

第 47 条 何人も、建築士委員会若しくは建築士委員会から認証を受けたその他の機関からの該当分野における規制建築専門職の実務の学術的知識および専門性を証する証明書若しくは書面の許可又は建築士委員会の規則に規定された条件のライセンスを受けない限り、言葉または書面により、他の者をして規制建築専門職の実務の学術的知識および専門性を有していると信じさせ、または、他の者を雇用し、雇い、同様の行為を行わせてはならない。

第 49 条第 3 項 ライセンスを申請する法人は、資本において外国人が保有する株式数にかかわらず、以下の最低限の条件を充たさなければならない。

- (1) 主たる事業所がタイ国内に存在すること
- (2) 組合における組合員、会社における取締役若しくは法人の理事会の理事の総数の半数以上、またはその排他的な管理権限を有する唯一の役員が本法律上のライセンスを有していること

③歳入法 (Revenue Code)

歳入庁 (Revenue Department) のウェブサイトに掲載されている英訳⁸を筆者が和訳

76 条 Bis 第 1 項 外国法の下で設立された会社又は法人組合でタイ国内で事業を遂行するための従業員、代理人または仲介者を有しその結果としてタイ国内で収入または収益を受領する者については、当該会社または法人組合はタイ国内で事業を行っているものとみなされ、その事業のために従業員、代理人又は仲介者として行動する者が、個人であるか又は法人であるかにかかわらず、外国法の下で設立された会社または法人組合の代表者とみ

⁸ <http://www.rd.go.th/publish/37693.0.html>

なされ、上記で言及された収入または収益についてのみ、本章の規定に従って税務申告書の提出および税金の支払いを行う義務および責任を負う

④日タイ租税条約

第5条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

(g) 農場又は栽培場

(h) 保管のための施設を他の者に提供する者に係る倉庫

3 建築工事現場若しくは建設、据付け若しくは組立ての工事又はこれらに関連する監督活動は、3箇月を超える期間存続する場合には、「恒久的施設」とする。

4 一方の締約国の企業が他方の締約国内において使用人その他の職員を通じて役務の提供（コンサルタントの役務の提供を含む。）を行う場合には、このような活動が単一の工事又は複数の関連工事について12箇月の間に合計6カ月を超える期間行われるときに限り、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

5 1から4までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品または商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品または商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品または商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品もしくは商品を購入しまたは情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的または補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

6 1および2の規定にかかわらず、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者(7の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するもの

とされる。

(a) 当該一方の締約国内で、当該企業に代わって契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。ただし、その活動が 5 に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、5 の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。

(b) (a)の権限は有しないが、当該一方の締約国内で、当該企業に属する物品又は商品の在庫を反復して保有し、かつ、当該在庫により当該企業に代わって定期的に注文に応じまたは引き渡すこと。

(c) (a)の権限は有しないが、当該一方の締約国内で、専らまたは主として、当該企業のために、または当該企業および当該企業が支配し若しくは当該企業に支配的利益を有している他の企業のために反復して注文を取得すること。

7 一方の締約国の企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて他方の締約国内において事業を行っているという理由のみでは、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行う法人を支配し、またはこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第7条

2 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 3 の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一または類似の条件で同一または類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国内において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費および一般管理費を含む費用で当該恒久的施設の事業のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2 の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国内にある場合には、租税を課されるべき

利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために物品または商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1 から 5 までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

8 この条の適用上、「企業の利得」には、不動産以外の財産（第 12 条 3 に規定する使用料の支払の基となったものを除く。）の使用又は使用の権利の対価として受領するすべての種類の支払金を含まないものとする。

建設・工事に関する制度（タイ）

2014年2月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.